

**「知識集約型社会を支える人材育成事業」
フォローアップ要項（素案）**

令和2年〇月〇日
知識集約型社会を支える人材育成事業委員会決定

1. 内容

事業目的の着実な達成に資するため、選定事業計画を実施する大学（以下「大学」という。）に赴き、事業参加学生（以下「学生」という。）を含む関係者との質疑応答及び教育現場・施設の視察等を行うことにより、選定事業計画の進捗状況を適切に把握・確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

2. 実施体制

- (1) フォローアップは、知識集約型社会を支える人材育成事業委員会（以下「委員会」という。）で行う。
- (2) 委員会は、選定事業計画ごとに、フォローアップ担当委員（以下「担当委員」という。）として、原則として3名の委員を割り当てる（主担当委員1名、副担当委員2名）。
- (3) また、担当委員との連携のもとに、各選定事業計画（複数を兼ねる場合を含む。）に対する日常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行うプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を別に置く。

POは、大学経営や教学マネジメントに関する経験・知見を有する者、高等教育等の高度な人材養成に関して幅広い知見を有する者等のうちから独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）理事長が任命する。

3. 実施方法

(1) 実施手順

＜大学＞

大学は、自己点検評価や外部評価により、選定事業計画の適正な実施に努めつつ、毎年度終了時に、選定事業計画ごとに実施状況報告書を作成し、委員会に提出する。なお、中間評価（補助期間3年度目）及び事後評価（補助期間終了年度の翌年度）の評価実施前年度分の同報告書の作成・提出については要しない。

＜担当委員＞

1) 担当委員は、選定事業計画の実施期間のうち、実行初期段階として中間評価の評価実施前年度（2年度目）までを目処に、教育現場・施設等の視察を行う（委員現地視察）。その際、原則として学生からの意見も併せて聴取する。また、他の委員も任意で委員現地視察に参加することができる。

○委員現地視察の位置付け

＜初期段階での事業趣旨・目的の確認等（採択2年度目まで）＞

・事業の趣旨並びに当該選定事業計画の実施の方向性の確認及び採択時の意見等への対応状況の確認を行い、必要に応じ中間評価に向けて事業趣旨に沿ったプログラムの運営

がなされるよう指導・助言を行う。

なお、中間評価の評価実施翌年度（4年度目）以降の委員現地視察については、中間評価結果を踏まえて、委員会において実施方針を検討する。

○大学の関係者（委員現地視察対応者）

- ・全体責任者（学長）（必要に応じて同席）
- ・事業計画責任者
- ・事業担当者
- ・関係教員・職員（必要に応じて同席）
- ・学生
- ・事務局（必要に応じて同席）

○実施項目（例）

- ① 事業計画責任者等との質疑応答
- ② 学生との意見交換
- ③ 教育現場・施設等の視察
- ④ 講評
- ⑤ その他、担当委員が必要と判断する事項

※実施項目並びに各実施項目にかかる所要時間は事業計画の進捗状況等に応じ、半日から一日程度の範囲において、委員会において決定するものとする。

2) 担当委員は、以下（2）に示す観点に基づき、事業計画が適正に実施されているかどうかを把握し、必要に応じて指導・助言を行う。

3) 現地視察後、担当委員は現地視察報告書を作成し、委員会に提出する。

<PO>

1) POは、担当する事業計画の事業計画責任者等と連絡を保ちつつ、毎年度、提出のあった実施状況報告書の内容を確認するとともに、機動的に大学を訪問等（PO現地訪問）し、以下（2）に示す観点に基づき、学生との対話等を含め、事業計画が適正に実施されているかどうかを把握し、必要に応じて事業計画の改善・充実に必要な相談、助言等のケアを積極的に行う。また、他の事業計画を担当するPOや委員もPO現地訪問に参加することができる。

2) POは、委員現地視察にも原則として立ち会うものとする。

3) POは、毎年度終了後にPOフォローアップ報告書を作成し、委員会に提出する。なお、採択初年度は、初回のPO現地訪問後の委員会において現地訪問内容を報告することとし、初年度のPOフォローアップ報告書の作成・提出については要しない。

4) POは、原則として関係する委員会にオブザーバー出席するものとする。

<委員会>

委員会は、担当委員から提出のあった現地視察報告書について、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付し、大学の確認を経た上で大学に開示・公表する。

また、POから提出のあったPOフォローアップ報告書について、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付した上で大学に開示する。

各報告書における意見等への大学の対応状況については、委員会の実施する中間評価及び事後評価において確認し、各評価に反映させることとする。

なお、フォローアップの過程で進捗状況に著しい問題があると委員会が判断した場合は、委員会の決定に基づき、当該事業計画に対する文部科学省による支援を縮小もしくは廃止されることもありうるものとする。

(2) フォローアップの観点

- ・事業の趣旨・目的が適切に理解されているか。
- ・学内外の関係者間で、大学全体の教育改革の現状・課題や、事業において取り組む改革の内容が適切に共有されているか。
- ・事業計画の実施・運営体制は適切に構築されているか。
- ・事業計画は当初の構想・計画に沿って順調に進捗しているか。必要に応じて、中間評価結果等を踏まえ当初計画が適切に見直され、順調に進捗しているか。
- ・審査結果表及び中間評価結果に付した留意事項、現地視察報告書の意見等への対応はなされているか。
- ・P O フォローアップ報告書の意見等への対応はなされているか。
- ・教育プログラムの趣旨が学生と共有されているか。
- ・事業計画において提案された教育効果が期待できるものとなっているか。もしくは、効果が上がっているか。
- ・各事業で自ら設定した目標の達成度、各年度のK P I が順調に達成されているか。
- ・事業経費の支出内容は、費用対効果を含め妥当であるか。
- ・事業計画を通じた大学教育全体の改革が進んでいるか。
- ・教育プログラムの実施において、全学的な教学マネジメントが有効に働いていると認められるか。

(3) その他

- ・実施に当たっては、大学、担当委員、P O の過度の負担とならないように配慮する。
- ・委員現地視察やP O 訪問において、学生からの意見を精緻に聴取する仕組みを工夫することにより、学生の意見の把握と大学の取組へのフィードバックに努める。
- ・委員現地視察やP O 現地訪問は、原則として対面で行うこととする。ただし、社会情勢を踏まえ、委員会の判断により、ウェブ会議システムによる実施等の代替措置を以て行うことができる。

4. その他

(1) 公表等

- 1) 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とする。
- 2) 各大学の作成する実施状況報告書（公表部分）及び現地視察報告書については、振興会ホームページにおいて公表する。
- 3) 委員及びP O の氏名等は、実施状況報告書の公表後に公表する。

(2) 利害関係者の排除

大学に利害関係のある委員及びP O は、当該大学のフォローアップを行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員及びP O が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関するもの
 - ・その他委員及びP O が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断されるもの
- 委員及びP O は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに事務局に申し出るとともに、当該大学についてのフォローアップを行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 情報の管理、守秘義務、実施状況報告書の使途制限

- 1) フォローアップの過程で知り得た個人情報及び審議内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 2) 委員及びP O として取得した情報（実施状況報告書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 3) 審議に係る資料等は、事業のフォローアップを行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。